

6 政令別表第1(6)項イ(病院, 診療所等)

省令第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

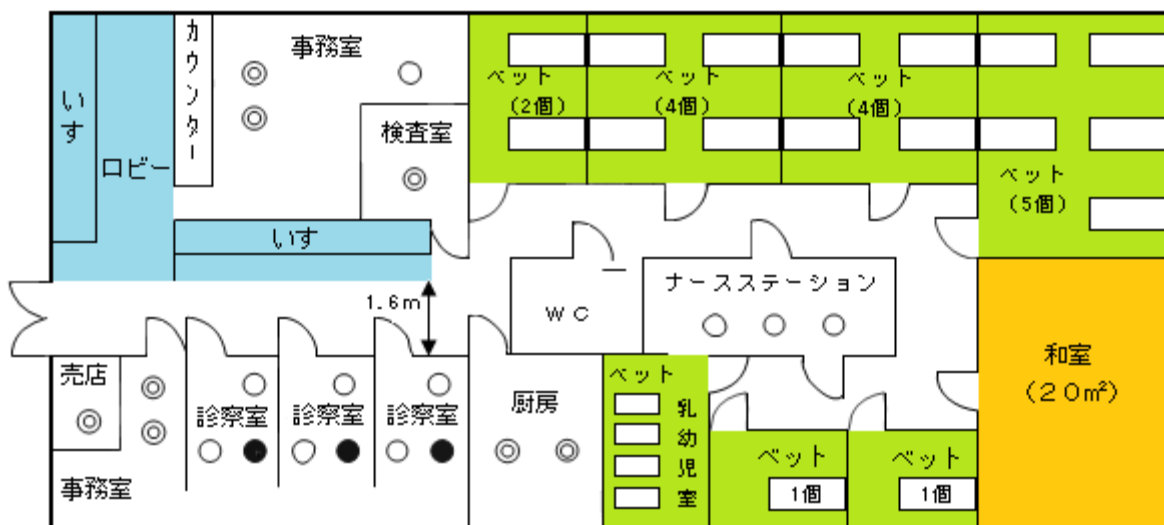
- 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業員の数
- 2 病室内にある病床の数
- 3 待合室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数

(1) 算定要素の定義

- ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。
- (ア) 病室に該当する例 → 点滴室、人工血液透析室、回復室、重傷患者集中治療室、看護室、隔離室
- (イ) 病室に該当しない例 → 診察室、分娩室、心電室、レントゲン室、胃カメラ室
- イ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。
- (ア) 洋室タイプはベッドの数
- (イ) 和室タイプは、和室の床面積の合計を3㎡で除して得た数
- (ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数
- ウ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。
- (ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積
- (イ) 待合室が廊下と兼用されている場合は、次の床面積
- a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
 - b 前a以外の場合、廊下を幅員1.2mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
- (ウ) 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。
- (エ) 患者又は見舞客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例によること。

(2) 算定例

(6) 項イ：病院



従業者 (医師 ● 看護師 ○ その他◎) 病室 (洋室 ■ 和室 ■ 待合室 ■)

ア 21人 (従業者 医師3人、看護師10人、その他8人)

イ 病室

(ア) 洋室 ベッド 17個

(イ) 和室 床面積 20㎡

(ウ) 乳幼児用ベッド 4個

床面積 40㎡

$$21人 + 17個 + (20㎡ \div 3㎡) + 4(個) + (40㎡ \div 3㎡) = 61$$

となり、収容人員は、61人となる